

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年4月3日	太平タクシー株式会社(法人番号 1120001156159) 代表者山田健	大阪府守口市金田町4丁 目7番10号	本社	大阪府守口市金田町4丁目7番10号	輸送施設の使用停止(10日 車)	道路運送法第27条第3項	令和2年1月29日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条1項)	2	1
令和2年4月7日	スマート交通株式会社(法人番号 5120101052279) 代表者松本秋男	大阪府堺市北区常磐町3 丁18番4	本社	大阪府堺市北区常磐町3丁18番4	警告	道路運送法第27条第3項	令和2年2月3日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項)	0	0
令和2年4月16日	彌栄自動車株式会社(法人番号 7130001019111) 代表者桑田佳幸	京都府京都市下京区中堂 寺櫛笥町1番地	山科営業センター	京都府京都市山科区西野山階町20番 地、西野離宮町11番地1	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐停車違反)が、過去一年以内に3件に達した。運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条1項)	0	0
令和2年4月24日	さくらタクシー株式会社(法人番号 7130001037575) 代表者浜崎健司	京都府向日市物集女町ク ヅ子15	本社	京都府向日市物集女町クヅ子15	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐停車違反)が、過去一年以内に3件に達した。運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条1項)	0	0
令和2年4月24日	大阪大同交通株式会社(法人番号 5120001161709) 代表者隠岐公史	大阪府大阪市平野区加美 北1丁目8番12号	生野	大阪府大阪市生野区巽東1丁目2番4号	輸送施設の使用停止(96日 車)	道路運送法(以下「法」)第 13条	令和元年11月27日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。運送引受義務違反(法第13条)	15	10
令和2年4月24日	石 百謨	大阪府大阪市天王寺区		大阪府大阪市天王寺区	輸送施設の使用停止(48日 車)	道路運送法(以下「法」)第 13条	令和元年12月2日及び同年12月26日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。運送引受義務違反(法第13条)	5	5